交　A26－12	ＣＹＣＯＯ　26型　軽快車 ＴＤＦ－15Ｚ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側
交　A26－13	ＣＹＣＯＯ　24型　軽快車 ＴＤＨ－415Ｌ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側
交　A26－14	ＣＹＣＯＯ　26型　ベルト軽快車 ＴＤＦ－46Ｐ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側
交　A26－15	電動アシスト自転車ＡＳＥＥＬ ＡＳＥＥＬ	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野１－２－５
交　A26－16	ブリヂストンアシスタ A108	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26－17	ヤマハパス Ｘ４Ｗ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A26－18	ヤマハパス Ｘ４ＹＵ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A26－19	ヤマハパス Ｘ４Ｗ６	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A26－20	電動アシスト自転車 ＴＡＯＬ206	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３－３－13
交　A26－21	エナシスシティ ＡＳＫＥＮＣ－Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３－11－４
交　A26－22	ＦＧＳ431 ＦＧＳ431	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A26－23	ＦＧＳ631 ＦＧＳ631	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A26－24	ＷＩＬＬＧＯファミリー　電動アシスト自転車Ａ ＥＢ10．０ＣＨＤＬ－Ｂ206ＢＡ－ＨＤ－ＢＡＡ－ＡＢ－Ｈ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26
交　A26－25	ＲＥＮＡＵＬＴ　Ｍａｒｓｅｉｌｌｅ　Ｎｏｕｖｅａｕ206Ｅ ＲＥＮＡＵＬＴ　Ｍａｒｓｅｉｌｌｅ　Ｎｏｕｖｅａｕ206Ｅ	ジック株式会社 大阪府大阪市住之江区柴谷１－１－40

○外務省告示第五十八号

令和八年１月二十七日にパリで、国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名が行われ、同議定書は、同年二月十三日に効力を生ずる。

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及び国際連合教育科学文化機関は、

二千二十年二月十三日にパリで署名された国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千二十六年二月十三日に終了することを認識し、

国際連合教育科学文化機関の執行委員会（第二百二十二回会期）が協定の二千二十七年二月二十八日までの延長を承認したので、

協定第十五条の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、二千二十七年二月二十八日まで延長する。

第二条

この議定書は、二千二十六年二月十三日に効力を生ずる。

二千二十六年一月二十七日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

加納雄大

国際連合教育科学文化機関のために

リディア・ブリトー

○外務省告示第五十九号

令和八年１月十五日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　十六億三千万円

３　署名者

日　本　側　茂木敏充外務大臣

フィリピン側　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ外務大臣

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六十号

令和七年十二月九日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億円

３　署名者

日　本　側　小泉勉在ラオス大使

世界食糧計画側　マーク・アンドレ・プロスト在ラオス事務所代表

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六十一号

令和七年十一月二十一日にディリで、東ティモール民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　一億円

３　署名者

日　本　側　木村徹也在東ティモール大使

世界食糧計画側　アミン・サイード東ティモール事務所副代表兼代表代行

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充